

## 船橋市保健所地域DOTS支援検討会（DOTSカンファレンス）設置要領

### （設置）

第1条 この要領は、船橋市地域DOTS実施要綱（平成16年8月20日船保予第146号。以下「要綱」という。）第3条に基づき、船橋市地域DOTS支援検討会(以下「支援検討会」という。)を設置し、要綱の適正な運用を図るため必要な事項を定める。

### （所掌事務）

第2条 支援検討会の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- （1）地域DOTS個別支援計画の検討と作成に関すること。
- （2）支援計画の見直しに関すること。
- （3）その他、必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 支援検討会は健康危機対策課結核感染症係の担当職員をもって組織する。

### （支援検討会の開催）

第4条 支援検討会は、原則として月1回開催し、担当職員が必要と認めるときは、適宜支援検討会を開催することができる。

### （庶務）

第5条 支援検討会の庶務は健康危機対策課結核感染症係地域DOTS事務担当者が担当する。

### （補則）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成17年6月8日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。